

Q258. 「休憩時間」(労基法 34 条) は、まとめて与えなければなりませんか。

「休憩時間」(労基法 34 条) をまとめて与えなければならないという規制はなく、例えば、1 日 8 時間を超えて労働させる場合であっても、45 分と 15 分に分割して与えることもできます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎